

時間外診療（夜間・休日）の方針変更について

令和 7 年 3 月 10 日

JA 尾道総合病院 病院長

JA 尾道総合病院は高度急性期に対応する公的病院としてチーム医療を実践しながら、①がん医療、②高次救急医療、③小児・産科医療、④災害医療、⑤へき地医療の分野を重点的に担っています。現在、地域救命救急センターとして 365 日 24 時間の高次救急医療体制を整え可能な限り多くの急性期の患者さんを受け入れ、尾三地域および近郊全体の医療体制のサポートを行っております。しかし、医師不足、看護師不足に加え、令和 6 年 4 月から開始された「医師の働き方改革」の影響によって、時間外（夜間・休日）の診療体制の維持が困難になって来ております。

このような厳しい状況の中で、当院の現在の高次救急医療体制を維持するために、令和 7 年 4 月から時間外（夜間・休日）の小児科以外の一次救急診療（救急搬送以外の患者さんの診療）を断念させて頂くことにしました。

なお、当院で定期的・継続的な診療が必要なため通院中の患者さんの場合、その診療中の疾患・病状に関しては引き続き当院で診療対応させて頂きます。また、時間外（夜間・休日）に他院で診療を受け、当院での診療がどうしても必要なため紹介状を持参された患者さんには診療対応させて頂きます。

非常に厳しい条件下ですが、当院は現在の医療体制が崩壊しないように地域医療連携を維持しながら職員一丸となってこれからも頑張って参ります。今回の時間外（夜間・休日）診療方針の変更に関しまして、ご理解とご協力の程何卒宜しくお願い申し上げます。

[トップページへ戻る](#)

←クリック